

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 6 月 1 5 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 6 月 1 5 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 5 号 旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願

請願第 3 号 国における平成 2 5（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第 1 号 原子爆弾被曝者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情

出席委員（8 名）

委 員 長 景 山 岩三郎

副委員長 伊 藤 房 代

委 員 林 一 哉

委 員 林 正一郎

委 員 林 俊 介

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 向 後 悦 世

委 員 島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（1 名）

議 員 日 下 昭 治

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（２６名）

教 育 長	茅 田 哲 雄	環 境 課 長	大 木 多可志
保険年金課長	石 毛 健 一	健康管理課長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	子 育 て 支 援 課 長	佐久間 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁	病院事務部長	菅 谷 敏之史
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
病 院 総務人事課長	河 北 隆	病院経理課長	鈴 木 清 武
病院医事課長	片 見 武 寿	そ の 他 担 当 職 員	１１名

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さん、そして職員の皆さん、蒸し暑い中、本日はどうもご苦労さまでございます。

きょう1日これから委員会のほうを開会しますので、よろしくどうぞお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、日下昭治議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま議席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等の説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導ご支援をいただき、誠にありがとうございました。昨年の東日本大震災から1年3か月が過ぎました。被災された方々も少しは落ちつきを取り戻し、生活されているものと思いますが、まだまだ今後の見通しに不安を抱い

ている方も多くおられるものと思っております。今後も職員一丸となって復旧・復興に頑張
ってまいりますので、委員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援をいただきますよ
う、よろしくお願いいたします。

さて、本日付託されました3議案、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決
についてのうち所管事項、議案第5号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を
改正する条例の制定についてご審議をいただくことになります。執行部より提案の3議案、
慎重審議の上、いずれも可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平
成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5
号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議
案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3議
案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願
いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、議案第1号の中の学童クラブの建設につきましてご
説明申し上げます。

初めに、配置予定図のほうがお手元にありますが、ご覧いただきたいと思います。予算書
のページでございますが、予算書のほうは11ページでございます。放課後児童クラブ建設事
業、11ページを予算書のほうをご覧いただきたいと思います。

それでは、初めに簡単に経緯についてご説明したいと思います。

旭市の学童クラブにつきましては、新市合併時、7校から始まりまして、全小学校に開設

することを目標としてこれまで取り組んでまいりました。平成22年4月に萬歳小学校のクラブが開設されまして、現在15小学校すべてに18クラブが設置されております。

小学校においては、児童数の減少傾向は確かに見られますけれども、国・県の施策によりまして、小学校の学級編制基準、いわゆる1クラスの人数でございますが、これが昔は50人でしたが、その後45人、40人と推移してまいりました。旭市では、さらに県の弾力的運用を加えまして、現在1、2年生は35人学級、3年生から6年生が38人学級となっております。また、特別支援学級も障害の種別により分けるようになりましたので、空き教室がなかなか発生していないという状況でございます。

こうした中で、体育館のミーティングルームや更衣室などをお借りいたしまして開設している学童クラブの中では、開設当初と比べまして希望者が多くなりまして、手狭となっている学童クラブが出ております。その学童クラブの中でも共和小学校につきましては特に狭くなりましたので、専用室を整備すべく共和小学校放課後児童クラブ室の建設関係予算をお願いしたところでございます。

お配りいたしましたA4用紙での学校教育課の配置予定図をご覧いただきたいと思いますが、建設予定地につきましては、屋内運動場の南側、プールの東側の斜線で表示したところを予定しております。大きさにつきましては、約13メートル掛ける11メートル程度で予定しております。木造平屋建ての40坪、生活室、子どもたちが生活をする部屋の広さでございますが、大体88平方メートルほどを予定しております。

その他詳細につきましては、これからの設計となりますので、次回の定例会で報告をしてまいりたいと思っております。

補正予算が成立いただきました後は、設計委託の入札、設計、工事入札を経まして、工事着工は10月中で、3月完成を予定しております。学童クラブのよりよい環境整備に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞご協力ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、議案第1号ですけれども、体育振興課のほうから補足をして説明させていただきます。若干本会議と重なるかも分かりません。予算書の12ページをお願いしたいと思います。

教育費の2目体育施設費の補正額ですけれども、これは本会議で説明したとおり、総合体育館の東側入り口の屋根の部分ですけれども、漏水の防止工事、それとスポーツの森公園野

球場の防球ネットの補修工事費であります。

下の段になりますけれども、2目の社会教育施設災害復旧費の補正であります。震災によります廃棄物の仮置き場となっておりましたために、災害復旧工事が未着工でありました海上野球場と飯岡野球場におきまして、新たな工事が発生したことから補正をお願いするものであります。

新たな工事ですけれども、廃棄物の仮置き場の撤去が4月末に完了いたしましたので、被災状況の詳細が確認できなかった箇所の実施設設計を行い、発生したものです。飯岡野球場につきましては、内野の部分の路盤改良工事であります。海上野球場につきましては、1塁東側の土どめ工事になります。工事につきましては、平成23年度に災害復旧費の繰り越し分と併せまして執行をしたいと思っております。完了につきましては、海上野球場が10月、飯岡野球場につきましては12月を予定しております。

なお、災害復旧工事ですので、7ページのほうに国庫補助金のほうを見込んでおります。2,219万5,000円の3分の2が国庫補助金であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 1つ、共和小学校の放課後児童クラブに新たな施設を造るということがありますけれども、こういった施設ですね、このほかにもほかの学校から要望があるのかどうか。

それともう1点、野球場の復旧工事ですけれども、これにつきましては前々から要望しておりましたけれども、以前の回答では、7月ごろにはもう使用可能になるというようなお話でした。今の説明ですと10月というような話でしたけれども、7月ごろには使えますよと少年野球の皆さんには1回は説明したんですけれども、遅れた理由ですか、その辺ちょっと伺います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、ほかの学童というところでございますが、確かにいわゆる施設の問題、広さの問題と希望者の問題ということがございまして、現状で狭くて何らかの改善をお願いしたいという声は出ております。

ただ、共和小につきましては、非常に本市の中で、施設を見た中で非常に狭い。実は、もちろんすべての学童を確認しているんですけども、現在、空き教室を利用しているところが7か所、体育館の例えばミーティングルームとか更衣室、ここを利用している学童クラブが7か所、それからそれ以外というのが1か所ということで、一応15か所あるんですが、そうした中でいわゆる子どもたちの数が多い割には非常に狭いというところがございます、そういったところを今後希望者の推移を見ながら整備を進めていきたい、検討していきたいというような思いでございます。

取りあえず共和小につきましては、非常に狭いと、ほかに比べまして非常に狭いと、それでまた非常に多いということから、緊急性ということで建設をしたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、ただいまの質問であります。7月から10月になったという、その理由ということですけども、確かに昨年の12月ですか、予算のほうをいただいたときには、そういう予定で進めておりました。しかし、もうご存じのとおり、災害瓦れきといいますか、廃棄物の仮置き場として飯岡野球場につきましても、また海上野球場につきましても指定をされておまして、4月に完了したという経緯がございます。

そういった中で、やはり仮置き場になっていた部分の路盤の調査といいますか、設計のほううまくその瓦れきがあったためにできなかったというようなことでご理解をいただきたいと思います。

先ほど説明したとおり、新たに瓦れきの処理が終わった段階で、改めて調査した結果、やはり飯岡野球場につきましては、暗渠排水等の路盤がどうしてもこの液状化等の影響で新たに見えてきた部分がございます。

また、海上の野球場につきましては、もうあそこは切り土した部分で外野が擁壁のフェンスになっているわけですけども、1塁の東側の土どめ工事につきましては、やはりあそこも液状化による地割れ等が発生しておまして、どうしても瓦れき置き場になってしまいましたので、写真判定というようなことで国・県のほうと協議をしてきました。

その結果、これ、4月の中旬になりますか、国のほうで認めていただきまして、新しく東側の土どめ工事をするようになりました。したがって、繰り越していた分と併せて効率的な執行をしたいというようなことから、工事につきましては、今回補正でいただきまし

た分と併せまして執行していきたいというふうに考えております。

そして、海上野球場につきましては、子どもたちがやはりスポーツ少年団ということで使っております。現在、瓦れきのほうが終わりました、山砂が投入されました、少しでこぼこ部分はありますけれども、少年団体のほうとも事前に協議をしております、一部ちょっと制約がありますけれども、試行的に使っていただくというふうに現在計画しております、その団体とも今協議を進めているところであります。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 教育長。

○教育長（夢田哲雄） それでは、先ほどの島田委員の放課後児童クラブについて、ちょっとつけ加えさせてもらいたいというふうに思います。

現状と今後の見通しにつきましては、学校教育課のほうから報告を受けておりまして、市長ともいろいろこの件については慎重に検討をしているところでございます。そして、その第一歩として共和地区の学童について取り組んだところでありまして、今後につきましては、市の人口減少の傾向、そしてまた若い人たちの子育ての関係、あるいはまた雇用の関係からも大変必要なものというふうに考えておりまして、関係各課と協議しながら前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） ちょっと1点だけね、11ページの放課後児童クラブのこのクラブ室の建設事業費ね、これ3,433万3,000円だけれども、この中で工事請負費が3,140万円。これ、今、木造の平屋建てということを聞いて、私は鉄骨のヘーベルかなと、こう思っていたんですけども、木造の平屋建てで坪80万円というのは膨大な額だと私は思っているんですよ。どんな設計なの、これ。それとね、水回りがあるならまあやむを得ないのかなと、私はこういうふうに解釈しているんですよ。その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

設計図があればね、仕様があれば納得するんですが、木造平屋建て40坪のが、こんな坪80万円という価格は想定外です。ちょっとご答弁願いたい。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 施設の概要でございますが、先ほど申し上げましたように、子どもたちの生活する場、これが大体、約88平方メートルを考えているんですが、それ以外に、

実はこの放課後児童クラブの建設に当たりまして、さまざまな県等のいわゆる基準がございまして、例えば男子トイレ、女子トイレはもちろん別にするとか、あるいは障害者用の多目的トイレ、スロープを用意する。あるいは子どもたちが具合が悪くなった場合のちょっと休憩をするような静養室、それから水飲み場とか、建物以外にそういったような生活をする場といたしますか、トイレ等さまざまなそういったような施設をつくるというような基準が出ておりまして、そういったような基準に基づきまして造っていく。それによって、国・県のほうから補助金をいただけるというふうになっておりまして、そういうある程度の基準がないとなかなかうまくいかないということでありまして、こういった形で一応予算のほうを立てさせていただきました。

あともう一つは、その予算の中に植木の、実はその場所が、皆さんのお手元の場所がございまして、ここにいろんな木とか、あるいは花壇とか、そういったものもございまして、その花壇の移設、植木の移設でしょうか、そういったものも見込んでいるということもございまして、若干金額が上がっているということでございます。いわゆる共用部分といたしますか、そういった部分がかなり面積的にあるということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 大まか口頭の説明で分かりますがね、ただ漠然と40坪で平屋建てでといたら、坪80万円です、これね。水回りが要するに何人槽の浄化槽を使うのかということ違ってくるわけですよ。水回りだって200万円も300万円もかかってくるわけですね。だから、植木の周りなんかこんなもの微々たるものだと思いますがね、そういったものが、要するにきょうは委員会ですのでね、資料提供をするべきなんですよ、本来なら。そうすればね、一目瞭然で分かるわけですが、ただこれ漠然と40坪で3,200万円といたら、坪80万円もかかる。全然考えられない、想定外の価格なんです、はっきり言ってね。

大体、今、中造作をやったって建て売りでは60万円、ふろから全部やったって60万あれば、もうばんばんできる時代なのにね。ただ、これ何にもなくて80万円といたらたまげちゃいますよ。だから資料を提供してもらえれば、私も質問しなくて済むけれどもね、やはり親切心が足りないですね。

80万円はそれにしてもちょっと高いと思いますがね。設計とあと造り具合がどのように造るのかということも、これは図面がない限り分からないです。あなたのほうが説明ないから。そういったことは、今後こういったことに対してはもう少し親切にね、資料を提出してくだ

さい。お願いします。委員長のほうから請求してください。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長、資料の提出をお願いいたします。

○学校教育課長（菅谷充雄） はい、分かりました。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） ほかに何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 過日行われました本会議でご説明をしたとおりでございます。

新旧対照表のほうの、そちらのほうに基づきまして説明をさせていただきましたが、その
とおりで特に補足はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 議案第6号について補足説明させていただきます。

使用料及び手数料条例の一部を改正するものでございます。

1点目は、時間外選定療養費の設定に関する事項となります。この療養費は緊急性の高い患者や入院の必要がある方を優先するために、緊急の必要性のない軽症患者から選定療養費をいただくことによって、いわゆるコンビニ受診を抑制するために設定するものです。対象者としては、旭市民と小児を除く救急受診される方を対象にしたいと考えております。

2点目は、新生児管理保育料の料金変更で、1日8,000円から1万円に変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点質問させていただきます。

先ほど、病院から提案されている時間外選定療養費は、旭市民及び小児以外が対象で、緊急性がないと判断された場合に負担することになるとのことですが、対象とならない小児とは何歳までを考えているのか。また、緊急性がないとは、具体的にはどういう判断基準なのか、医師によって個人差が出るようなことは好ましくないと思いますが、病院ではどのような判断基準の案を考えているのかお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、まず小児の年齢のほうなんですけど、15歳未満を対象にしたいと考えております。

続きまして、軽症の具体的な内容なんですけれども、受診をいたしまして検査とか処置等のものがない患者、診察と投薬のみとか、そういう患者を対象にしたいと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変ご苦労さまでございます。私、つい最近市民から言われたもので、その点をお伺いしたいと思います。

というのは、旭市民であれば、今回この5,250円は取られないということなんでしょうけれども、旭市民でもね、救急で行ってね、救急料払ってもいいって言いますよ。もっとよく診てもらいたいという人が非常に多いんですね。痛い痛いと言っても帰れと言われて帰されて、2日目にまたもう1回救急に行くとかね、そういった話が結構あるんですよ。

つい二・三日前も聞かれたんですけども、救急で行ってもなかなか入院させてくれない、帰される。救急で行ってね、実際、救急患者が入れるベッド数はどのくらいあるのかねと私聞かれたんですよ。答えられないんでね、その辺、例えば救急で来られて、どうしても入院しなければならないというときに、どのくらいのベッドを用意しているんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 救急からのベッドなんですけど、こちらのほうは、新しい本館が完成しまして、そちらのほうに約15床、救急から入院するベッドを用意してございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

日によって違うんでしょうけれども、大体絶えず、毎日15床ぐらいは準備できているという
ことでいいんですかね。

○委員長（景山岩三郎） 病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） その病棟は、オーバーナイトという形で、その日のみの患者
さんを入れるような形をとっておりますので、翌日の午後にはほぼ一般病床に移るという形
で、毎日そのくらいの数は確保するというような形で行っております。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 対象者についてお伺いしますけれども、この条例に当てはまらない対象
者は、旭市民と小児15歳以下だけですね。それ以外の方はこの料金をもらうというような
考え方ということだと思いますけれども、そうしますとね、やはりコンビニ受診を抑制する
というような考え方でやられると思います。やはり重症な救急の受け入れについては、他市
の方でも料金を取らないで受け入れるといったようなことも考えなければならぬと思いま
すけれども、その辺についてはどうでしょうかね、検討されているかどうか。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） まず、今、除外ということで旭市民と小児という形でご説明さ
せていただきましたが、細かい詳細でご説明いたしますと、それ以外にも紹介状を持ってきた
患者とか、もともと救急を受診するように指示があった患者とか、そういう患者はそれ以
外にも対象外といたしております。

あと2点目というか、お金を取らないで診たほうがいいんじゃないかということなんです
けれども、こちらは、厚労省のほうの政策もございまして、病院の機能分化を行うというこ
とで、症状の軽い患者さんは各地域の一次診療施設で診るよというような方針がござい
ます。その方針を進めるために、各病院でこういう選定療養費等を使って機能分化を推進し
ていくというのが厚労省のほうの方針ということで、今回4月の医療改定の中でもそのよう
にうたわれておりますので、そのような形で旭中央病院で診ないというよりは、各市町村の
一次診療施設のほうでまず受診をなさってくださいというような形で考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 補足をさせていただきます。

今の中でちょっと分かりづらかったところがあるんですが、旭市民以外の方でも、例えばほかのところでは一次救急をやっているところがありますので、そこに一回行ってですね、もうここの病気があれだから旭で診てもらいなさいよという紹介状を持っているような方、これはもう例えば来たけれども、診たけれども、軽症だったということでも、紹介状を持って来ているわけですから、その方は当然いただきません。

それと、やはり診た上で、検査・処置をした方、やっぱり重症だったという方はいただきません。あくまで紹介状もなしに行って、検査も処置もする必要がなかったと、軽症だったということが確認された方からご負担をいただくということですので、重い方から取るということは私どもの案でも考えておりませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田和雄） そのような考え方ということであればいいと思いますけれども、ここの条例と皆さんの説明を聞いただけでは、そういったことが分かりませんでしたので、どういった方が市外から来ても対象外になるというようなことを、もうちょっとよく説明してもらえれば分かったと思いますけれども、もっとそういう方が、対象外になる方があるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいんです。

もう1点は、5,250円以内の範囲において管理者が別に定める額と、療養費ですか、なっていますけれども、これは5,250円ではなくて、いろいろな料金が発生するわけですか。その辺についてお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 2点お答えいたします。

まず、ほかに基準があるかどうかということなんですが、実は今、議会のほうでご了解いただいた後、詳細の案を最終的に決めようと思っているんですが、実は今それ以外に検討しておりますのは、私ども旭にかかっている方で、何か悪くなったときはすぐ救急に来なさいよというような指示を受けて、行ってみたところ、やっぱりそうでもなかったという方の中にはいらっしゃる。でも、その人にとってみれば、旭の先生の指示で行っているのに、それでお金を取られるのはやっぱりおかしいじゃないかというのは当然あるので、私どもの

医師に基づいて悪くなったら夜でもかかりなさいよと、そういう指示に基づいて行っている場合は、結果的に軽くても、それは先生の指示で来ているわけですから、そういう場合はもらいませんよと、そういうのはやっぱり設けようかというふうに基準づくりを考えています。

そういう最終的な基準は、やっぱり患者さんの皆さんにとってこういう場面はどうしてもおかしいんじゃないかと、そういうのがないような形で基準を作るように、今、詳細を詰めているところでございます。

そういう疑問が市民以外の方で負担いただく方に出ることは困りますので、私どもとしても、8月1日施行ということにしておりますので、その期間内に十分説明をしていきたいと思っています。

特に広報に載せるということと、あと関係する市町村や救急の方にも、こういう趣旨でいただきますということと、こういう方は除外ですよ、いただきますよということをしつかり説明していきたいと思っています。

それと、2点目の5,250円以外の話ですけれども、やはり変わると、ではどういう人が幾らなんだということで非常に複雑になりますし、今言ったように、なるべく負担いただく方におかしいんじゃないかということがないような基準にしたいと思っていますので、私どもとすれば、今は一律5,250円で、しかしそのやり方はこういうことで払うのおかしいんじゃないという疑問が出ないような案にした上で、5,250円で一本化したいというように考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、お手元に学校給食費の改定と給食実施日数の変更について、右上に学校教育課、表裏印刷の資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

左上にあります旭・干潟地区、現在の第一学校給食センターの保護者の方々と海上・飯岡

地区、第三学校給食センターの保護者の皆様への通知文書でございます。

初めに、学校給食費の改定について簡単にご説明申し上げますが、今回の給食費の改定につきましては、現在建設中の学校給食センターが本年度、平成24年9月に業務を開始することに合わせまして、市内の学校給食センターにおいて献立内容の統一化に合わせまして、給食費の額についても統一したいことから、昨年度より学校給食センター運営委員会においてご検討をお願いし、この3月に教育委員会においてご承認をいただいたものでございます。

内容につきましては、今年3月の第1回定例会の常任委員会においてご説明させていただきましたが、その際に貴重なご意見をいただき、内容等について修正を加えたものでございます。

この改定に伴う通知の配布につきましては、今年4月に開催されました臨時の校長会において説明を行いまして、また各学校PTA総会等の機会を通じまして、各保護者へ届くようお願いしたものでございます。

また、現在、市のホームページにおきましても改定の内容等について掲載をしているところでございます。

次に、現在、建設を進めております給食センターの工事の進捗状況につきまして、簡単にご報告申し上げます。

5月末現在の進捗状況でございますけれども、建設工事は約85%、機械の設備工事は約90%、電気工事は約90%という状況でございます。建設工事につきましては、外構工事がこれからのため、率が若干低くなっております。厨房設備につきましては、この6月より本格的に設置が始まった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、環境課のほうからご報告申し上げたいと思います。

震災の廃棄物の関係でございます。政務報告のほうでもご報告の中で修正してある点がございすけれども、今まで議会のほうに震災廃棄物の発生量、これについて11万トンということで報告をしておったわけなんですけれども、廃棄物の処理も95%以上進んだ中で、最終的に確定的な数字等が出ました。そういったことで、23年度中の処理量ですけれども、数量としては7万9,000トンでございます。

その内訳でございますけれども、可燃ごみとしてが6,200トン、木くずが7,000トン、金属くずで1,000トン、あとコンクリートのがらですけれども2万3,000トン、その他リサイクル

ル・再利用というようなことで4,000トン、それと管理型・安定型への最終処分等で2万トン、それと仮置き土砂というようなことでかんぼ前のところに土砂を運んでおります量は1万4,000トン、その他処理困難物として土砂等を含みますけれども3,800トンと、そういうふうな状況でございます。

なお、現在まだ最終的に処理ができない部分、これが野中の仮置き場ということで6,100立米ほどございます。これについては順次処理をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、24年度中の処理の状況ですけれども、野中の仮置き場については5月いっぱい受け入れを停止しました。新たに岩井の仮置き場というようなことで、これは市有地でございます。そこに新たに仮置き場を設置しまして、6月6日より週3回受け入れをさせていただきます。

そういったことで、24年度につきましては、来年の3月末まで、受け入れをしていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、子育て支援課より飯岡地域総合保育所建設予定地について、飯岡支所敷地内とした経緯と背景等についてご報告いたします。

飯岡地域における公立保育所の統合については、平成19年度に耐震診断を実施した結果、飯岡中央保育所、三川保育所、2保育所とも、築40年以上経過しておりますことから、いずれも改築が必要であると診断され、平成23年3月に策定した旭市公立保育所再編構想では、統合について検討するとしております。そのため、昨年飯岡地域保育所統合検討委員会を設置し、地元関係者、飯岡地区区長会長はじめ民生委員、主任児童委員、ひかり保育園、飯岡幼稚園、保護者代表、学識経験者14名の委員の方に検討していただきました。

この検討委員会として意見をいただいた主な内容については、一つ、飯岡中央保育所と三川保育所は入所児童の安心と安全を早期に確保するため、ひとつの保育所に統合することに賛成する。一つ、建設予定地として飯岡支所周辺が周辺の道路が広く、震災時の避難路が確保でき、利便性がよいため適している。一つ、構造は震災時に強い鉄筋コンクリート造りが有効であるとの意見が提出されました。

この意見書を踏まえ、保育所の規模、保育環境を考慮し、飯岡支所東側の約3,100平方メートル、約940坪を建設地とし、躯体構造は鉄筋コンクリート造り2階建て、屋上は避難ス

ペースとして延べ床面積約920平方メートル、約280坪程度としました。委員の皆さんもご存じと思いますが、建設予定地は隣に飯岡支所、周辺には保健センター、交番、個人の病院等があり、他の保育所に見られないほどの条件がそろった最適の場所と思われます。

今後のスケジュールにつきましては、実施設計委託業務を7月3日に入札に付し、履行期限を25年の3月中旬としていたしております。現在、現場の保育士、調理員から要望・ご意見をいただいて取りまとめているところでございます。建設の詳細については、12月の議会で、また文教福祉委員会で資料を添えて詳しくご説明させていただく予定となっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 所管課の説明は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 報告事項とは関係ないんですけども、中央病院のほうで2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目に、このたび旭中央病院が数ある自治体病院の中から総務大臣表彰を受けたことは大変喜ばしいことです。せっかく高い評価を得たのですから、ぜひこの良好な経営状態を継続してほしいと願っております。

そこで次の点について確認をしたいと思います。

（1）として、23年度の病院の決算では、最終的な損益はどのような見込みなのか。

（2）として、さらに本年度になって医師の減少により病院の経営にも影響があるのではないかと懸念する声もありますが、4月分の実績から見て、経理面で大きな変化があるのかどうか。

それから、2点目として、今、先生方を確保するためにどういう対策をされているのかお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、最初の点について、私のほうからご説明申し上げます。

まず最初に、平成23年度の決算の見込みなんですが、平成23年度は新本館が完成いたしまして、年間約10億円の減価償却費が増加しまして、減価償却額としては年間29億円という形になりました。そういった中で23年度の最終的な利益は4億500万円の利益を確保できております。これは震災が3月11日にございまして、その後3月、それから4月、5月、5月が

今度新本館の移転ということで、この間、患者さんがやはり相当落ち込んだのは事実でございます。ただ、その後、新本館の移転した後に1号館の改修、それから2号館の改修、それとあと昔の救急病棟、今現在は3号館と呼んでおりますが、この辺の改修等がございまして、最終的には24年1月に精神科病棟の移転という形で、患者様に対して大変ご不便をかけていたというのは事実でございます。

ただ、この間大きな事故もなく工事も順調に推移しまして、当初予算では約8,100万円程度の利益目標に対して、3億2,400万円増の最終的には4億500万円というような利益が確保できました。これは公営企業の改革プランは、平成23年度の当初の予定ではマイナス9億2,500万円の赤字見込みという形になっていましたが、これを計画比プラス13億3,000万円増という形で23年度は着手しております。

それからもう1点、医師不足という中で病院の経営に影響が出るんじゃないのかというご質問の件なんです。現在数字が分かっているのは4月分の数字しかまだ分かっておりません。4月分の単月度の利益としまして3,700万円ほど利益を計上しております。これは1年前と比較しますと2,900万円ほど利益が増えておりますので、今回の件に関して大きな減額とかそういったことは予定はされていません。ただ、今回診療報酬の改定がございまして。これは実際に0.004%増という形になりますけれども、数字的には微々たるものですが、当院等に関しては手厚く大きな配分が予想されるという形の中で、この分の実際の数字が分かるのは6月から7月にならないと分からない。要は診療報酬自体が2か月遅れで入ってきますので、そのくらいになると診療報酬の改定部分の増額が分かるのかなというふうに見ております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） あと2点目の、先生方を確保するためにどういう対策をされているのかというのを伺います。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） この件に関しましては、本会議でも答弁をさせていただきましたけれども、私どもが医師からヒアリング等を行った結果、やはり医師の処遇の改善というのが非常に重要だというふうに考えております。やはり1つ目として、医師の働くふだんの給与とか手当を含めた処遇の改善を進めるということで、特に私どもとしてはすぐやりました。

いと思っておりますのは、今まで卒業後3、4、5年目の専修医については臨時職員という扱いだったんですが、これを10月からやはり安定した身分の、やはり私どもの正規職員として扱っていききたいというふうなことを考えております。

それともう1点は、これは議会ともご協議いただきながら考えていくことなんですが、居住面の向上ということで、現在医師マンションにお住まいの方で、やはり古いところに住んでいる方からは、壁がはがれたとか、いろいろ苦情も出ておりますので、再整備もほぼめどがつかしましたので、やはり医師の環境面の向上ということで、医師マンションの改築についても少し病院内で検討を始めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今の説明の中で、中央病院の解体工事はすべて終わったのか、お尋ねしたいと思います。それと、終わる予定であれば、すべて終わってなくてもいつごろ終わる予定なのか。

それと、教育長か教育課長でもいいんですが、学校の教育水準が全国レベルでも県レベルでも低いと、そういう部分を聞いていますので、それについてどのような取り組みをして、県レベル、国レベルに近づけていこうとしているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ただいまの解体工事の予定についてご説明申し上げます。

平成23年度は、4号館の一部を解体しました。そういった中で、今年度、2号館から現在の3号館への通路ですか、これを造っております。これが終わりますと、これが10月10日には引き渡しになりまして使用可能という形になります。それができますと、古い建物の4号館、5号館、6号館、今残っている、大体南側に残っている古い建物、これをすべて解体いたします。これが一応解体工事が終わるのが大体12月いっぱいぐらいを予定しています。その後、駐車場として整備、これが3月いっぱいまでには完成するというような予定になっております。

先ほど、一部まだ計画というか、まだ議会のほうの承認を得ているわけじゃないんですけれども、今後、医師マンションとか、そういったものも多少は造っていきなさいいけないと

いう中で、その一角の一部にそういったものも計画はございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、ご質問の学力の面でございます。回答させていただきます。

初めに、本市が低いということでしたが、過日の一般質問でもご質問ありましたが、学力テスト、これは国語と算数、数学という2教科でございますが、19年度から21年度までは、旭市全員が全児童、6年生、中学3年生が受けておりました。22年度につきましては、先日申し上げましたように、これは抽出ということで小学校は2校、実際児童でいいますと12%の児童でした。中学校は3校でしたので6割以上の生徒が受験しているわけでございます、そのあくまでも数値の内容ということで私のほうでご説明をさせていただいたわけでございます。ただ、19年度から21年度までは全数調査を見ても、これは確かに全国より若干低い。22年度につきましては、その差が若干開いたなというような、抽出2校でしたのでそういうこともございます。

そういうような現状でございまして、それを受けまして教育委員会といたしましては、その学力テストが始まったそのころから、特に全数でやったところは全児童・生徒やっていたものですから、その辺をよく内容を分析いたしまして、どこに課題があるかということでこれまで取り組んできました。

例えば、まず1つ、全数でやったときの状況なんですけれども、一つ課題であったのは、家庭学習の時間が全国に比べて低い、少ないという状況がありました。あとテレビやゲーム時間が全国に比べて長いというようなこともありました。ということで、もちろん学校での取り組みもそうですけれども、学校と家庭が連携しながら全体で学力を上げていく必要があるだろうということで、キャンペーンを張りまして、ストップ・ザ・テレビキャンペーンというのをずっと続けておりまして、各保護者のほうに、こういったチラシといたしますか、そういったものを机の上に置けるようなものを置きまして、全員に配りまして、あと家庭学習の調査のほうをずっと継続して続けております。

それからあと、各学校では家庭学習の進め方の手引とか、あるいは家庭学習カードというものをつくりまして、いわゆるまず家庭でのそういう学習習慣的なものをしっかり身につけていただくということで、まず全市を挙げて取り組んでいるところでございます。

学校サイドでございますけれども、学校サイドといたしましては、今、文部科学省から言

われております新しい学力といいますか、学力を高めるための研究ということで、毎年小学校2校、中学校1校を指定いたしまして、2年間の研究期間を設けまして、そしていわゆる2年目には公開研究会を実施いたしまして、市内全職員がそれに参加いたしまして、指導法の改善ということですと続けているところでございます。

それからあと、私たち教育委員会のほうも、毎年定期的に各学校を訪問させていただきまして、授業内容について私たちのほう、いろいろと指導させていただきまして、一緒にこういう指導法がいいだろうということをいろいろと研究しているところでございます。

それからあと、教育委員会主催でさまざまな研修会を実施しております。校長・教頭研修はもちろんなんですけれども、教務主任研修とか、あるいは指導力に直接つながります各種の研修会とか、あるいは今年度から新たに実は若手教員を対象といたしました、いわゆる県のほうで初任者研修はやっているんですけれども、それをさらにフォローアップするということで、バックアップするということで、教育委員会独自でこれは若い先生方を中心に指導力を高めていきたいということで研修を進めているところでございます。

あと、各学校ではさまざまな校内授業研究会を開いておりまして、それを自由に情報を発信いたしまして、お互いに見合っただけで公開して相互授業参観をしたりとか、そういった形で取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、学校と家庭、一緒に連携しながら学力を高めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 向後委員。

○委員（向後悦世） 病院のほうの解体工事は、ほぼ先ほどの説明で終期が近いというような説明だったんで、ちょっとお聞きしたけりたので、どうもありがとうございます。

また、教育関係のほうは、よく全国学力テストの結果や県の学力テストの結果を見ても、飛び抜けた生徒がいない。飛び抜けた生徒がいればもっと平均点も上がってくるんじゃないかと思っている。そして、市内ではこういう部分が受けられないからほかに行くという話も結構聞いたこともあったんで、もうちょっと生徒が吸収しないなという部分を伸び伸び与えてやれる部分があったら、何かもっと平均点も上がってくるのかなみたいなことをちょっと感じたもので、お尋ねしました。一生懸命取り組んでいるのはよく分かりましたので、どうもありがとうございました。答弁はいいです。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 飯岡の保育園の統廃合の問題で、それは誠にありがたいのですが、念願がやっとかなったということで私も喜んでいるんですが、そこで、今までは近場にあったから、自転車で孫をみんなじいさん、ばあさんが送り迎えしたけれども、今度は遠くなりますので、個人の幼稚園と同じに送迎バスが出るのか出ないのか、そこらもやはり計画立案の中に入っているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 林委員からのご質問ですけれども、今時点ではどこの保育所も送迎のほうのバスは出しておりませんので、今時点では考えておりません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私はね、あなたは前の林課長から引き継ぎがあったかどうか分かりませんが、埴地区の了解を得るのに私はいろいろと頼まれまして、バスで送り迎えをすれば何ら問題ないだろうということで賛同を得てあげたのに、これは全然考えてないということになると話が全然違っちゃいますので、これ大変ですよ。遠い距離、親が毎日送り迎えということになると。そうすると一般の幼稚園に、私の孫2人、今、旭の観音様に来ていますけれどもね、みんなそういうふうになっちゃいますよね。そうすると、せっかく立派なの建てましたが、子どもがいらないではこれ商売にならないよ。役所はお金もうけやるわけじゃないけれども、民間だったら商売にならないね。これちゃんとそのように、前の課長さんとそういった約束をしてあったのに、全然考えていないというのはちょっとおかしいじゃないですか。ご答弁願います。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） その辺、ちょっと引き継ぎ等で私、漏らしたかどうか分かりませんが、もう一度詳しく当時のことを調べて対応したいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 正一郎） 地元の要望を十分に踏まえて、これはやってきた事業なんだから、引き継いでいないようなそんないいかげんなことではね、大いに迷惑を被るわけですね、旧飯岡の住民が。そうでしょう。だからやはりしっかりしてもらわないと困るよ。何ですか、その態度は。君は。こういったいいかげんな行政じゃ困る。しっかりしてください。何ですかその態度。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 十分反省しておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 正一郎） そういった甘い考えで行政に携わったら、大いに迷惑なんだよ、地元住民は。しっかりと心入れ替えてやっていただきたい。もう一度答えなさい。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） しっかりやってまいりますので、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 課長、庁内でもう一度よく皆さんと話し合ってください。

ほかに。

林委員。

○委員（林 正一郎） 行政マンというものは市民の公僕なんだよ。それが頭の中から薄れたら何もならないだろう。それはしっかりと反省してください、君は。誰が質問しているって、議員が質問しているんだよ。私は当時、そのように説得したんだよ、地元の住民を、課長に頼まれて。それを破棄するとは何事だよ。聞いていないとは。もう一回答弁。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 誠に申し訳ございません。真摯に今のお言葉、胸にとどめまして、対応させていただきたいと思います。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時21分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第2号について審査に入ります。

紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（日下昭治） 議案審査に続きまして、よろしくお願いしたいと思います。

昨年も紹介議員をさせていただき、採択、そして意見書を提出いただきありがとうございました。どうぞ本年もよろしくお願いしたいと思います。

請願第2号、請願第3号とも旭市合併以来、あるいはまたそれ以前から、今回同様、各議会へ上程され審議されてきたと思います。請願の趣旨については、前年度の請願と大幅には変わっていないかと思います。請願者、請願団体になりますが、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会であります。連絡会には、多くの団体あるいは協議会、教員組合等の参加もされているようでございます。会長は、昨年同様、小比類巻勲様です。

なお、詳細等につきましては、学校教育課長が補足して説明いただけるとしますので、私のほうからは説明は朗読をもって代えさせていただきたいと思います。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を政令指定都市に導入しようとしています。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしていますが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性があります。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人学級が実現しました。平成24年度には新たに小学校2年生の35人学級編制が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。このように現行制度でも実際の裁量権が保障されています。

しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障とし

て下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止され、一括交付金に組み入れられた場合、自治体によっては40人学級や教職員定数が維持されないことが危惧されます。

このように義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

以上、説明に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、ただいま日下議員からご説明がありましたが、教育委員会サイドといたしましても、ぜひこの採択のほうをお願いしたいと思っております。

この請願ですけれども、毎年出ておりますが、県の教育長協議会とかPTAとか校長会、各種団体から出ている請願でございまして、いわゆる義務教育費国庫負担制度というのは、全国どこでも同じレベルで教育が受けられるという基盤の制度でございまして、これについてはぜひ維持していきたいと考えております。ぜひ採択のほうをお願いしたいと思っております。なお、昨年42の市町村でこの内容が採択されております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、続いて、請願第3号について、紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（日下昭治） 続きまして、請願第3号の説明のほう、朗読をもって代えさせていただきたいと思います。

義務教育は、日本国憲法第26条に定められた規定に基づく教育であり、子どもたちの有す

る能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うことを目的としています。

貴議会におかれましては、この精神にのっとりご尽力いただいていることに敬服いたします。特に小学校スクールカウンセラー配置事業による教育相談の充実、昨年から実施している学校いきいきプラン事業による子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く学校教育の充実、また小・中学校教諭補助員配置事業により、子どもたちにきめ細かな指導と学力の向上を図ることができ、子どもたちの可能性を広げる大きな機会になりうることを確信します。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積しています。

東日本大震災、原子力発電所の事故による甚大な被害・損害からの復興にはまだまだ長い時間が必要です。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現されるために、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目について予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1として、教育に関する震災支援策を十分に図ること。

2として、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

3として、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4つ目として、現在の経済状況をかんがみ、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

5つ目、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成、環境・条件を整備すること。

6つ目、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7つ目として、子どもの安全と充実した学習環境を保障するため、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、7点、請願を採択していただきまして、2号、3号とも意見書を提出いただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 日下昭治議員の説明が終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、こちらのほうの請願でございますが、先ほどと同じ団体から出ている請願でございまして、毎年通していただいております。ありがとうございます。

今、日下議員から話がありましたように、いわゆる教職員の定数を改善すること、あるいはそうしたことが学力の向上につながっていくのかと考えておりますし、また、保護者の経済的な負担を少しでも軽減したいということで出ている請願でございます。

さらに、昨年3月11日に発生しました東日本大震災を受けまして、子どもたちが学ぶ施設についてもさらに整備を進めて、安全で安心な学習環境の整備の実現が急務であると、そのように考えております。

こうした点からも、ぜひ国に対しまして教育予算の増額を図るべく、本請願の採択をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 私も大学では教育学部だったんですけども、最近、まあ、学校の先生になろうと思って大学に行ったわけですけども、間際になってやめまして民間に入りました。事業をやったんですけども、そういった意味では、私たちが受けたときの小・中学校の義務教育と今の義務教育はかなり違うと思うんですね。私らが小学校のころは、それこそ兵舎の物置を改造して1クラス50人とか55人くらいでもって授業を受けて、教科書だってろくすっぽなく、参考書もろくすっぽなし。今すごく恵まれていると思うんですよ。学校もやっぱり10億円、20億円という1校造るのにね。かなり今、生徒1人当たりの義務教育というのはすごいかかっていると思うんですね。多分、月に六・七万円ぐらい、生徒1人に、大ざっぱに言うとね。

そうすると、義務教育の場合は、先生はあんまり選べない、クラス決まれば先生が来ちゃう。それぐらいお金がかかってくるとそろそろ個人教育の時代なのかなと、最近は私そういうふうに思っています。これだけ金をかけて、どこまでが義務教育、というのはね、今、憲法26条って何だったのかなと忘れてたもので読ませてもらったんですよ。義務教育はこれを無償とすると書いてある。どこまでが義務教育なのか。私らが昔、受けていた教育から見れば、かなり今数倍、10倍ぐらいのお金がかかっていると思うんですけども、そういった意味では最近の義務教育というのは若干疑問を持っています、正直言って。

ただ、これはやっぱり現場の要請で子どもの、特に小学校、中学校ですから、義務教育ですから、できるだけいいにこしたことはないんで、そういった意味で憲法26条を改めて見させていただきました。できるだけいい格好で。ただ、これから先は少し考えてもいいのかなとは思っています。そう思いながらも憲法26条を守るという意味で賛成したいと思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席をしてください。

ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第2号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（景山岩三郎） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提出することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（景山岩三郎） 初めに、請願第2号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」を政令指定都市に導入しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第3号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第3号の意見書案について、ご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故による、甚大な被害・損害の復興にはまだまだ長い時間が必要である。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成25年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・教育に関する震災支援策を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交

付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第3号の国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

陳情の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、陳情の審査を行います。

社会福祉課の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号の審査に入ります。

初めに、社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 被爆者に対する援護に関する陳情の関係でございます。

被爆後67年という長い期間が経過いたしましたにもかかわらず、被爆者の方にとりましては現行法の施策は十分でないということで、具体的に申し上げますと、原爆症の認定、高齢になりまして病気等を発症した場合においても、被爆との因果関係等で認められないケース等がございます。

また、被爆者への救済措置としての手当等がまだ支給されていない等々がございます、一方で昨年3月の東日本大震災に伴う福島第一原発の事故と比較しますと、時代背景あるいは経済状況等が異なりまして、同一には論じられませんが、被爆者の心情としてはちよっといかなものかというのがあるのかなというふうに考えております。

なお、参考までに、今回の陳情と同様のものが平成20年第1回定例会に同様の陳情がございますとともに、本市において被爆者手帳を所持している方は現在10名というふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここでしばらく休憩をいたします。

執行部は退席してください。ご苦労さまでした。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第1号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（景山岩三郎） 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（景山岩三郎） それでは、陳情第1号の意見書案について、ご協議をお願いしたい
と思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、また座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書（案）

67年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅にし、多くの人の命を奪った。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきた。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきた。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもある。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「現行法」とする。）によって、被爆者施策を行っている。しかし、原爆被害に対する償いはなされていない。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策とされていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによる。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法を原爆被爆者に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要がある。

以上の趣旨から、下記事項について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれるよう要望する。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること
- 2 原爆死没者に償いをする事
(1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと

- (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別交付金を支給すること
- (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと
- (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること

3 すべての被爆者に償いをする事

- (1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害者を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること
- (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算すること
- (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議がないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時59分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎